

市会議第2号

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の制定について

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例を次のように制定する。

令和元年5月28日提出

提出者 市会運営委員会委員長 津田 大三

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市会議員に支給する議員報酬の額について、京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

(議員報酬の額の特例)

第2条 令和元年6月1日から令和2年3月31日までにおける市会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、条例の規定にかかわらず、条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

市会議員の議員報酬の額の特例措置を講じる必要があるので提案する。